

様式3 (行政手続法適用：個票番号601)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	騒音防止方法の改善命令①
根拠法令名	騒音規制法（昭和43年法律第98号）
根拠条項	第12条第2項
根拠条文	市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。
処分基準の内容	<p>法令で定める基準のとおり。</p> <p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p>
所管部署	環境政策課環境衛生係
備考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号602)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	騒音防止方法の改善命令②
根拠法令名	騒音規制法（昭和43年法律第98号）
根拠条項	第15条第2項
根拠条文	市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。
処分基準の内容	<p>法令で定める基準のとおり。</p> <p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p>
所管部署	環境政策課環境衛生係
備考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号603)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	振動防止方法の改善命令①
根 拠 法 令 名	振動規制法 (昭和51年法律第64号)
根 拠 条 項	第12条第2項
根 拠 条 文	市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり。</p> <p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告する事ができる。</p>
所 管 部 署	環境政策課環境衛生係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号604)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	振動防止方法の改善命令②
根 拠 法 令 名	振動規制法 (昭和51年法律第64号)
根 拠 条 項	第15条第2項
根 拠 条 文	市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり。</p> <p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p>
所 管 部 署	環境政策課環境衛生係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号605)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	悪臭排出物質減少措置の実施命令
根拠法令名	悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
根拠条項	第8条第2項
根拠条文	市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。
処分基準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり。</p> <p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第8条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。</p>
所管部署	環境政策課環境衛生係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号606)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	墓地等の使用制限、使用禁止又は許可の取消し
根 拠 法 令 名	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）
根 拠 条 項	第19条
根 拠 条 文	都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。
処 分 基 準 の 内 容	【設定せず】過去に処分実績がないため。
所 管 部 署	環境政策課環境衛生係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号607)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	一般廃棄物収集運搬業及び処分業の停止命令
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
根拠条項	第7条の3
根拠条文	<p>市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第七条第五項第三号又は第十項第三号に規定する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>三 第七条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	環境政策課廃棄物対策係
備考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号608)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可取消し
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
根拠条項	第7条の4
根拠条文	<p>市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>一 第七条第五項第四号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至ったとき。</p> <p>二 第七条第五項第四号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 第七条第五項第四号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>四 第七条第五項第四号イからへまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき(前三号に該当する場合を除く。)</p> <p>五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>六 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項の許可(同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。)又は第七条の二第一項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	環境政策課廃棄物対策係
備考	



様式3 (行政手続法適用：個票番号609)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	一般廃棄物処理業者への必要な措置命令
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
根拠条項	第19条の3第1号
根拠条文	一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第三号に掲げる場合を除く。) 市町村長
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	環境政策課廃棄物対策係
備考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号610)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	一般廃棄物処理基準不適合による処分者等による支障の除去等の措置命令
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
根 拠 条 項	第19条の4第1号
根 拠 条 文	<p>一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p>
処 分 基 準 の 内 容	法令で定める基準のとおり
所 管 部 署	環境政策課廃棄物対策係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号611)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
根拠条項	第19条の7
根拠条文	<p>第十九条の四第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくして当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。</p> <p>第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の四第一項又は第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>市町村長は、前項(第三号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。</p> <p>市町村長は、第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。</p> <p>市町村長は、第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の四の二第一項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の</p>

	<p>事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>前三項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。</p> <p>第一項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、当該支障の除去等の措置が特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、市町村長は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る第八条の五第六項に規定する者(以下この項において「設置者等」という。)及び機構にあらかじめ通知した上で、当該支障の除去等の措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わつて取り戻すことができる。</p>
<p>処 分 基 準 の 内 容</p>	<p>法令で定める基準のとおり</p>
<p>所 管 部 署</p>	<p>環境政策課廃棄物対策係</p>
<p>備 考</p>	

様式3 (行政手続法適用：個票番号612)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
根 拠 条 項	第19条の7第3項
根 拠 条 文	第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
処 分 基 準 の 内 容	法令で定める基準のとおり
所 管 部 署	環境政策課廃棄物対策係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号613)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
根 拠 条 項	第19条の7第4項
根 拠 条 文	緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の四第一項又は第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
処 分 基 準 の 内 容	法令で定める基準のとおり
所 管 部 署	環境政策課廃棄物対策係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号614)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	浄化槽の清掃についての必要な指示
根拠法令名	浄化槽法(昭和58年法律第43号)
根拠条項	第41条第1項
根拠条文	市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	環境政策課廃棄物対策係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号615)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	浄化槽清掃業の許可の取消し
根拠法令名	浄化槽法（昭和58年法律第43号）
根拠条項	第41条第2項
根拠条文	<p>市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第三十六条第一号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第十二条第二項の命令に違反したとき。</p> <p>二 不正の手段により第三十五条第一項の許可を受けたとき。</p> <p>三 第三十六条第二号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>四 第三十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>五 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。</p>
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	環境政策課廃棄物対策係
備考	



様式3（行政手続法適用：個票番号616）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月12日作成

処 分 名	伐採計画の変更命令
根 拠 法 令 名	森林法（昭和26年法律第249号）
根 拠 条 項	第10条の9第1項
根 拠 条 文	市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり  届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるとき
所 管 部 署	環境政策課林政係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号617)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月12日作成

処 分 名	伐採計画の遵守命令
根 拠 法 令 名	森林法 (昭和26年法律第249号)
根 拠 条 項	第10条の9第3項
根 拠 条 文	市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり  届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるとき
所 管 部 署	環境政策課林政係
備 考	

様式3（行政手続法適用：個票番号618）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月12日作成

処 分 名	施業実施協定の認可の取消し
根 拠 法 令 名	森林法（昭和26年法律第249号）
根 拠 条 項	第10条の11の16第1項
根 拠 条 文	市町村の長は、第十条の十一の九第一項若しくは第二項又は第十条の十一の十三第一項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十一の十二第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり 当該認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十一の十二第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められる場合に認可の取消しを行う。</p> <p>（第10条の11の12第1項） 市町村の長は、第十条の十一の九第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。</li> <li>二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。</li> <li>三 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</li> </ul>
所 管 部 署	環境政策課林政係
備 考	

様式3（行政手続法適用：個票番号619）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月12日作成

処 分 名	森林経営計画の認定の取消し
根 拠 法 令 名	森林法（昭和26年法律第249号）
根 拠 条 項	第16条
根 拠 条 文	<p>市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第十一条第五項の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 認定森林所有者等が、第十二条第一項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。</p> <p>二 認定森林所有者等が、第十四条の規定に違反していると認められるとき。</p> <p>三 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>森林法第16条各号のいずれかに該当する場合に認定の取消しを行う。</p> <p>一 認定森林所有者等が、第十二条第一項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。</p> <p>二 認定森林所有者等が、第十四条の規定に違反していると認められるとき。</p> <p>三 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。</p>
所 管 部 署	環境政策課林政係
備 考	